



## 請求日程等

### 【診療報酬等明細書】

診療月	1月			2月		
	電子請求		紙請求	電子請求		紙請求
	オンライン	磁気媒体		オンライン	磁気媒体	
請求書提出締切日	2月10日(日)			3月10日(日)		
増減点等通知書送付予定日	3月5日(火)			4月5日(金)		
支払通知書送付予定日	3月14日(木)	3月22日(金)		4月16日(火)	4月19日(金)	
診療報酬等支払日	3月20日(水)	3月28日(木)		4月22日(月)	4月26日(金)	

### 【出産育児一時金等関係】

提出月	2月			3月		
	正常分娩	異常分娩	支払早期	正常分娩	異常分娩	支払早期
請求書提出締切日	2月10日(日)		2月25日(月)	3月10日(日)		3月25日(月)
支払通知書送付予定日	2月21日(木)	3月14日(木)		3月20日(水)	4月16日(火)	
出産育児一時金等支払日	3月8日(金)	3月20日(水)		4月8日(月)	4月22日(月)	

### 【特定健診等関係】

健診月	1月		2月	
	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	2月5日(火)	2月10日(日)	3月5日(火)	3月10日(日)
返戻及び支払通知書送付予定日	3月13日(水)		4月11日(木)	
特定健診等支払日	3月28日(木)		4月26日(金)	

※2月9日(土)及10日(日)、  
3月9日(土)及10日(日)  
は開館し受付します。

【受付時間】8:30~17:00

## 審査委員会からの連絡事項

### 医科

#### ●ロコアテープとNSAIDsの併算定について

ロコアテープの投与時は、他の全身作用を期待する消炎鎮痛剤との併用は可能な限り避けることとし、やむを得ず併用する場合には、必要最小限の使用に留めることとなっておりますが、NSAIDsが屯用の場合及びロコアテープが1日1枚の場合は併用を認めることとします。

ただし、併用の場合は1日当たりの使用量についてコメントの記載をお願いします。

#### ●出血に禁忌とされる薬剤の算定について

出血に禁忌とされる薬剤の算定に当たっては、無効となっている出血病名の記載にご留意ください。不要な病名の整理及び転帰の記載をお願いします。

例) エリキュース、エフィエント、バイアスピリン、ワーファリン等



## 診療報酬等請求上の留意点

### 医科

#### ●訪問看護指示料にかかる特別訪問看護指示加算の算定について

当月に訪問看護指示料の算定がない場合においても、訪問看護指示書の有効期間内であれば特別訪問看護指示加算のみの算定が可能です。ただし、当該加算のみを算定する場合には、その旨をレセプトに記載いただきますようお願いいたします。

#### ●KL-6、SP-A及びSP-Dの同一月の算定について

KL-6、肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 及び肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) のうちいずれか複数を同一月に実施した場合は、主たるもののみの算定となります。

### 歯科

#### ●歯科治療時医療管理料の算定について

歯科治療時医療管理料は、「全身的な管理が必要な患者に対し、第8部処置 (I009、I009-2、I010及びI011-3に掲げるものを除く。)、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補綴 (M001からM003までに掲げるもの (全身麻酔下で行うものを除く。)) に限る。) を行うに当たって、必要な医療管理を行った場合に算定する。」こととなっていますので、ご注意ください。

なお、当該管理の対象となる医科の主病名をレセプト摘要欄に記載することとなっていますので、併せてご確認ください。

### 調剤

#### ●処方せん内容に関する請求誤りについて

調剤レセプトで、処方せん発行医療機関が処方していない薬剤 (他の医療機関が処方したと思われる薬剤) が誤って請求されているケースがあります。

請求の際には、処方せんとレセプトの請求内容が一致していることをご確認いただきますようお願いいたします。



## お知らせ

### 酸素の購入価格に関する届出について

保険医療機関は、当該年の4月1日以降に係る酸素の診療報酬請求のため、前年の1月から12月までの間の酸素の購入実績を、当該年の2月15日までに地方厚生 (支) 局長に届出を行うこととされております。

そのため、平成31年4月から翌年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を行う保険医療機関におかれましては、下記提出期限までに「酸素の購入価格に関する届出書」の提出が必要となりますので、届出漏れのないようお願いいたします。

#### 記

**提出期限** 平成31年2月15日 (金)

**提出先** 中国四国厚生局島根事務所

住所: 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階

TEL: 0852-61-0108

**提出方法** 郵送又は窓口提出 (FAXでの受付は行っておりません。)

**届出様式・記載要領** 中国四国厚生局ホームページに様式 (Excel版及びPDF版) を掲載しています。  
(届出様式の新様式は、平成31年1月以降の掲載となります。)